

議会議案第3号

四條畷市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、四條畷市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例を定める。

令和6年12月11日 提出

提出者 四條畷市議会議員

柳生 駿祐

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

定例日の日程に関して、職員の健康管理等に資する観点から所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例（案）

四條畷市議会の会期等に関する条例（平成28年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第5号までを次のように改め、同条第2項中「災害」を「災害、議事運営等に支障が生じるとき」に改める。

- (2) 6月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日
- (3) 9月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日
- (4) 12月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日
- (5) 2月24日、同日から起算して市の休日を除いた8日を経過する日、19日を経過する日及び20日を経過する日

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。